

神戸市男女共同参画センター「あすてっぷコワーキング」 コミュニティ運営及びキャリア相談等業務 企画提案募集要領

1 業務の目的

神戸市では、女性の「はたらく」を支援するため、「こうべ女性活躍プロジェクト」をスタートし、神戸市男女共同参画センター内に無料の一時保育付きコワーキングスペース「あすてっぷ コワーキング」を設置・運営し、女性の就労促進に向けた相談事業や意識醸成や、男女共同参画の観点から、お子様連れの男性の利用を促進し、ワークライフバランスの推進に努めている。

本業務では、「あすてっぷ コワーキング」における、利用女性の就労促進・ステップアップに向けたコミュニティ運営と利用の活性化、働く女性・働きたい女性のキャリア相談及び市内で活躍する女性（男性）ロールモデルの紹介記事の作成を行う。

本プロポーザルは、これらの業務を一括して発注できる、ノウハウ、技術力、豊富な実績を有する事業者を選定するために実施する。

2 業務の概要

(1) 業務名

神戸市男女共同参画センター「あすてっぷコワーキング」コミュニティ運営及びキャリア相談等業務

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所

神戸市中央区橋通3-4-3 神戸市男女共同参画センター

(5) 契約上限額

3,150,000円（消費税・地方消費税含む）

3 応募資格

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 市内に本社を有する法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法による再生手続き開始の申立又は民事再生法に基づく再生手続き申立がなされている団体（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと神戸市が定めた団体を除く。）でないこと。
- (4) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。また、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 租税公課を滞納している法人ではないこと、又は代表者が租税公課を滞納している団体でないこと。

- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと
- (7) 本業務の遂行にあたり、連絡、調整、打合せ等に際し、迅速に対応できる体制を有していること。

4 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は市と協議の上、企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に、受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

5 スケジュール

※仕様書及び各種様式については、市ホームページからダウンロードすること。

| 内容 | 予定年月日 |
|--------------|-------------------|
| 公募開始 | 令和6年1月15日(月) |
| 参加申請及び質問受付期限 | 令和6年1月31日(水)17時必着 |
| 質問に対する回答 | 令和6年2月5日(月)予定 |
| 企画提案書の提出期限 | 令和6年2月28日(水)17時必着 |
| 審査 | 令和6年2月末～3月初旬予定 |
| 選定結果の通知 | 令和6年3月上旬予定 |
| 業務開始日 | 令和6年4月1日(月) |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続

- ①提出様式：応募登録申込書 【様式1号】
参加資格確認書 【様式2号】
法人・団体概要が分かる資料 【任意様式】
- ②提出方法：電子メール
※提出後に電話による到着確認を行うこと。
- ③提出期限：令和6年1月31日(水)17時必着

(2) 質問受付

①提出様式：質問票 【様式3号】

②提出方法：電子メール

③提出期限：令和6年1月31日(水)17時必着

◆質問に対する回答

応募者全者に対し、令和6年2月5日(月)に電子メールで回答予定

7 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書 【参考様式4号】

企画提案書への記載事項：本業務の目的を果たすために、各事業を具体的にどのように実施するのか、下記項目に沿って、内容や実施方法、実施ポイント等を示してください。

- ・業務全体の実施方針、市との連絡体制や進め方
- ・仕様書4. 業務内容(1) ①② コワーキングスペース利用者コミュニティの運営・広報の実施方法・ポイントや、担当するコミュニティマネージャー候補を提案してください。SNSアカウントのフォロワー数の増加に向けた具体的な対策と効果的な運用方法、運用体制、運用経験、SNS運用スキルについてもあわせて提案してください。
- ・仕様書4. 業務内容(1) ③ 女性活躍に向けた交流イベントの内容や講師候補を提案してください。
- ・仕様書4. 業務内容(2) 女性のためのキャリア相談に関するカウンセリングの方法(カウンセリング内容)や、担当するカウンセラー候補を提案してください。

② 見積書 【任意様式】

③ 業務実績調書 【様式5号】

④ 業務実績体制表 【様式6号】

⑤ コミュニティマネージャーの略歴及び経験がわかる資料 【任意様式】

⑥ キャリアカウンセラーの略歴及び資格がわかる資料 【任意様式】

(2) 提出方法：電子メール

(3) 提出期限：令和6年2月28日(水)17時必着

8 参加辞退届の提出

応募登録申込書提出後に辞退する場合は、令和6年2月28日(水)17時までに、参加辞退届【様式7号】を提出すること。(電子メールで提出すること)

9 選定に関する事項

(1) 選定委員会

本企画提案の審査は、以下の審査基準に沿って「あすてっぷコワーキング運営業務委託審査委員会」(以下「審査委員会」という)が行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。

(2) 審査日時

令和6年2月末～3月初旬予定。※開催形式含め、応募者に別途連絡

(3) 審査基準

| 評価項目 | 内容 | 配点 |
|---------------------|---|------|
| 企画内容 (55点) | 業務の目的や内容を十分に理解しているか。 | 10点 |
| | コワーキングスペース利用者コミュニティの運営の実施について、効果的な実施内容が提案されているか。 | 10点 |
| | SNS 広報の実施について、効果的な実施内容が提案されているか。 | 10点 |
| | 交流イベントは、事業の目的に照らして効果的な内容・講師イメージが提案されているか。 | 10点 |
| | キャリア相談の方法（カウンセリング内容）は、効果的な方法が提案されているか。カウンセラーは十分な経験・能力のある者が提案されているか。 | 10点 |
| | 提案者の独自のノウハウやネットワーク、視点を活かした提案がされているか。 | 5点 |
| 業務遂行 能力 (30点) | 本業務を遂行するにあたり、管理責任者及び担当スタッフが十分に配置されているか。また、十分な経験と実績を有しているか。 | 15点 |
| | 市との連絡調整を滞りなく行い、市が業務の進捗状況や履行状況を確認できる連絡体制・手段が整えられているか。 | 15点 |
| 社会貢献評価 (5点) | 応募者の男女共同参画の職場づくりに関する取り組みを評価する ※具体的な評価事項・内容は別添参照 | 5点 |
| 見積金額 (10点) | 全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格×10点 (小数点以下切捨て) | 10点 |
| 合計 | | 100点 |

(4) 選定方法

審査委員は、審査基準に沿って、100点満点で評価を行い、各委員の点数の平均点が最も高い応募者を、委託候補者とする。ただし、評価点が50点未満の場合は受託候補者として選定しない。審査の結果、評価点が最も高い応募者が複数いる場合は、「企画内容」の合計点数が高い者を受託候補者とする。

(5) 選定結果

評価結果及び選定結果については、令和6年3月上旬を目途に全ての応募者に通知し、神戸市ホームページに掲載する。

10 契約の締結

- (1) 選定された委託候補者と契約締結の協議を行う。（委託候補者の辞退等があった場合は、上位の者から順に契約締結の協議を行うものとする。）
- (2) 契約の締結にあたっては、「神戸市委託契約約款」に基づく委託契約を締結する。
- (3) 提案が採択された場合でも、契約完了までは「委託予定先」としての位置づけとなる。

11 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 本要領に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (4) その他審査委員会が不適格と認める場合

12 その他

- (1) 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類について、予め審査会前に内容の確認を行う場合がある。
- (3) 提出された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。
- (5) 提出期限内に企画提案書の提出がなかった場合は辞退したものとなる。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の企画提案募集への参加は無効とする。

13 問い合わせ先（提出先）

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-3

神戸市地域協働局男女共同参画課 田中、森木

TEL : 078-361-6978 FAX : 078-361-6477 E-mail : danjyo@office.city.kobe.lg.jp